

環境通信

ENVIRONMENT

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

燃やすごみを減らしましょう

1人1日当たりの燃やすごみの量(4~6月分)

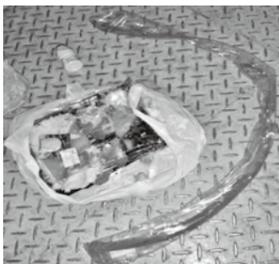


家庭から出されるごみのうち約85%が燃やすごみです。生ごみを水切りすること、燃やすごみの重さを減らすことができます。生ごみを出す前にぎゅぎゅっとひと搾り。生ごみダイエットにご協力ください。

資源物J(プラスチック類)の分別にご協力ください

資源物Jのプラスチック類の中に違反物が混入したまま出される事例が多く発生しています。資源物Jを出すときは、プラスチック類以外の物が入っていないか、もう一度確認して出してください。

違反事例
①食べ物などが付着したまま出されたり、食べ残しの弁当を分別せずにそのまま出し、他のプラスチック類を汚した。



②空きビン・空き缶やスプレー缶などの資源物Aをプラスチック類に混入させた。



③たばこの吸い殻や使用済みの紙おむつを混入させた。
④使い切っていない液体洗剤や調味料などの混入で他のプラスチック類が汚れ、再利用できなくなった。

電動生ごみ処理機を無料で貸し出します

温風乾燥で生ごみの体積を約7分の1に減らし、有機肥料として利用できます。実際に使ってその効果を体験してみませんか。利用希望者は環境衛生課までご連絡ください。

●対象 次の全てを満たす人
①市内に住所を有し、かつ住んでいる人(事業所などは除く)

②屋内に処理機を設置し、適正に維持管理ができる人
③処理機について市が実施するアンケート調査などに協力できる人

●貸出期間
貸し出しを受けた日から2カ月以内。

ただし、対象要件を満たさなくなった場合は速やかに返却をお願いします。

●電動生ごみ処理機
左の機器を貸し出します。



幅268×奥行365×高さ550mm (蓋を開けた時の高さは770mm)

「音」への気配り忘れずに

日常生活で生じる音が近隣トラブルの原因になっていきます。同じ音であっても、全く気にならない人もいれば不快に感じる人もいます。一人一人の気遣いや気配りでトラブルを防ぎましょう。

●音はひかえめに
ドアや窓の開け閉めにはちよつとした気配りを。大声での長話も控えましょう。

●深夜・早朝は特に注意
深夜や早朝など、静かな時間帯には音がよく響きます。このような時間帯の活動には一層の気配りが必要です。



●ペットの鳴き声にも

ペットの習性を知り、しつけをしっかりと行なうことが重要です。しつけがうまくできないなど、ペットの困りごとは最寄りの動物病院までご相談ください。

大切な愛犬の健康管理 秋の狂犬病予防 集合注射

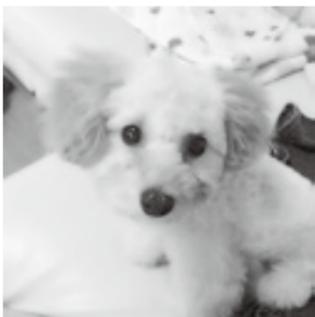
狂犬病予防法により、飼い犬は登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

9月下旬に通知ハガキを送付しますので、お持ちのうえ注射会場へお越しください。なお、今回の対象は本年度予防注射をしていない犬に限ります。

集合注射

また、5月に市が実施した注射、または動物病院での注射が済んでいる犬は、受ける必要はありません。犬の登録をしていない人は、注射会場でも受け付けます。

なお、犬が死亡している、または人に譲り渡している場合はご連絡ください。



とき	ところ
10月3日(土) 午前9時~9時40分	須屋市民センター 黒石市民センター
午前10時~10時40分	西合志庁舎(正面玄関前) 泉ヶ丘市民センター
午前11時~11時30分	野々島公民館 市商工会支所
午前11時40分~正午	合生文化会館 みどり館西側駐車場

- 料金
 - ・注射料 2,600円
 - ・注射済票 500円
 - ・登録料 3,000円 (すでに登録している犬は不要)

●問い合わせ先
環境衛生課(合志庁舎)
☎248-1202

「こんにちは」消費生活センターです

「無料」と書いてあったのに 支払いを求められた不当請求

相談事例

インターネットで、無料で利用できる出会い系サイトを発見した。「無料なら」と、指示された通りクリックしたところ、突然「登録料99,800円を3日以内にお支払いください」という表示が出た。

驚いて取り消しをしたと思い、業者の連絡先に電話したところ「確認のため住所と名前、連絡先を教えてください」と言われ個人情報をお教えした。

「登録が完了しているのに支払ってください。期日を過ぎると13万円になります」と言われた。有料だったら利用しなかったが、支払わなければならないのか。(70歳代 男性)

解説

「無料」と表示しておきながら、指示された通りクリックすると有料サイトに移動してしまい、登録料や利用料を請求されるというトラブルが出会い系サイトなどに多く存在します。このような手口のことを、一般的に「不当請求」と言います。

電子契約法では、消費者が契約内容を確認・訂正できるような画面設定にするよう事業者が義務付けられています。その設定がされていない場合の契約は無効として扱われます。

また、有料でサービスを受ける契約をした場合は、当然代金を支払う必要がありますが「無料」と表示されていたのに実は有料だった」という場合は代金を支払う必要はありません。

対策

個人情報などを業者に教えているため、業者からの連絡があると考えられます。無視するなど、絶対に応じないようにしましょう。また、メールアドレス変更や着信拒否などの対策をとることが必要です。画面は保存し、早めに消費生活センターへ相談しましょう。そのうえで、必要に応じて「警察に届ける」などの手続きをしてください。



問い合わせ先
消費生活センター
(合志庁舎2階 総務課内)
☎(248)5442
相談受付時間
平日午前10時~午後4時